

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、吉田町埃ノ宮土地改良区の定款変更を平成十九年五月三十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年六月十一日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三